

地方青少年問題協議会法（抜粋）

（設置）

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に，附属機関として，それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあっては，特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第2条 地方青少年問題協議会は，当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導，育成，保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は，前項に規定する事項に関し，当該地方公共団体の長及びその区域にある関係行政機関に対し，意見を述べることができる。

（組織）

第3条 地方青少年問題協議会は，会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は，当該地方公共団体の長をもって充てる。

3 委員は，地方公共団体の議会の議員，関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあっては，家庭裁判所の職員を含む。）のうちから，当該地方公共団体の長が任命する。

（条例への委任）

第6条 この法律に定めるものを除くほか，地方青少年問題協議会に関し必要な事項は，条例で定める。

芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、市長の附属機関として、芦屋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、会長及び委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは、その職務を代理する。

（定足数及び表決）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

今後の取り組み

青少年の凶悪犯罪や、いじめ、不登校等の青少年をめぐる様々な問題の背景として、地域や家庭の「教育力の低下」があると指摘されている。

また、教育の原点である家庭において、児童虐待などの様々な問題が発生している。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観や自立心、社会的なマナーなどを身につける上で、重要な役割を果たす。



家庭教育

《大人が変われば子どもも変わる》

大人自身の価値観の揺らぎが子ども成長にとって、大きな影響を与えていることから、社会全体のモラルの向上や地域の教育力の向上を図る必要がある。

【例】

- (1) 親に対する学習機会や情報の提供
 - ア 父親の家庭教育への参加を促進する仕組み。
 - イ 学校やPTA、子育てグループ等との連携を通して学習機会の確保を図る。
- (2) 地域社会の果たす役割
 - ア 親子・世代間で子育てを応援する社会づくり。
 - イ 社会教育施設等を活用し、小学校区程度の身近な地域において、子育て中の親等が家庭教育講座等の活動に参加できる環境づくり。
- (3) 学校、家庭、地域の連携のあり方
 - ア 学校教育、社会教育、家庭教育がそれぞれ担うべき役割と責任を明確にする。
 - イ 学校教育との連携協力及び家庭教育への支援のあり方。

参 考

中教審答申 抜粋

「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画のあり方について」

《家庭教育について》

「家庭は教育の原点であり，すべての教育の出発点である。（中略）

親が規範を示すという家庭教育の基本が忘れられつつあるなど，家庭教育の機能の低下が顕在化している。また，父親の家庭教育へのかかわりが社会全体として十分ではない。（略）」

教育基本法 抜粋

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに，自立心を育成し，心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は，家庭教育の自主性を尊重しつつ，保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（学校，家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第13条 学校，家庭及び地域住民その他の関係者は，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに，相互の連携及び協力を努めるものとする。

10条

<本条を新設し，保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること，及び，国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定している。>

13条

<本条を新設し，学校，家庭，地域住民など社会を構成する全ての者が，教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し，相互に連携協力に努めるべきことを規定している。>

教育基本法第10条に「家庭教育」が新設されたことを受け，親に対する学習機会や情報の提供等の家庭教育支援をすることに重点を置く。

教育は学校だけで行われるのではない。家庭は全ての教育の出発点であり，地域社会の果たす役割も重要である。また，幼児期の教育や社会教育を振興していくことが大切である。

学校，家庭，地域の第三者が，それぞれの役割と責任を自覚し，お互いに協力しあうことが求められている。

青少年を取り巻く問題の増加，深刻化に鑑み，青少年教育振興について取り組むことを検討したい。

各市の青少年問題協議会の議題

【尼崎市】

- ・ 青少年センター機能の見直し

【西宮市】

- ・ 青少年問題フォーラムについて
- ・ 意見書「青少年の自己実現について」
- ・ 西宮市青少年表彰「ふれあいの賞」贈呈式について
- ・ 地域における青少年の居場所づくりの具体策について（意見具申）

【伊丹市】

- ・ 次世代育成支援行動計画策定
- ・ 伊丹市子どもシンポジウム
- ・ 不登校対策推進事業

【宝塚市】

- ・ 市内の青少年問題の現状について
 - 青少年補導活動
 - 相談活動
 - 環境浄化活動
 - 青少年健全育成・非行防止啓発活動
- ・ 地域での青少年育成ネットワークについて
- ・ 子どもたちの安全，地域での防犯・安全対策について

【川西市】

- ・ 「青少年の表彰」について
- ・ 子どもたちの安全確保支援について

【芦屋市】

キーワード

- ・ 青少年の健全育成
- ・ 居場所づくり
- ・ 非行の問題
- ・ 家庭における子どもたちの健全育成の問題
- ・ 子どもを育てるための大人の問題
- ・ 愛護センターとの整理（屋上屋を重ねないように）